# 区市町村支援

# 現状の取組と課題

消費生活総合センターでは、区市町村の消費者教育の推進を含む消費生活行政を支援し、連携を深めて「センター・オブ・センターズ」としての役割を果たしている。

(東京都消費生活条例第4条:都は、(略)特別区及び市町村が実施する消費生活に関する施策について、必要に応じ、情報の提供、調査の実施、技術的支援その他の協力を行うものとする。)

## 区市町村の消費者教育事業への支援

## 【生活文化局の取組】生活文化局 ⇒ 区市町村消費生活部門

- ○地域における消費者教育に活用できるようDVDなどの消費者教育教材や若者向け消費者 被害防止リーフレットを提供
- ○区市町村からの申込みに応じ、講座の講師として東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)を派遣する出前講座を実施
- ○多摩地域の市町村と共催講座を開催することを通じて、講座の開催に関するノウハウを提供
- ○センター所長会の開催や毎月発行する「東京都・区市町村消費生活行政情報」を通じ、都と 区市町村の取組の動向など消費生活行政に係る情報を相互に共有
- ○消費生活行政担当職員や消費生活相談員を対象に、職務に係る知識や実務能力向上に資する 研修を実施
- ○地域における消費者教育を担う人材の育成を支援するため、消費者問題について体系的に学べる「消費者問題マスター講座」に区市町村からの推薦者を優先的に受入れ
- ○事業者団体等が作成した教材や外部講師に関する情報を提供

## 【教育庁の取組】 教育庁 ⇒ 区市町村教育行政部門(教育委員会)

- ○区市町村教育委員会向けの事業等の説明会において、消費者教育教材、出前講座、消費者問題教員講座の活用について周知
- ○東京都教職員研修センターで実施する研修を区市町村立小・中学校教員が受講

#### 【課題】

○区市町村では、様々な世代や地域の特性に応じた取組が行われているが、成年年齢引下げを 見据え、若年者に対する消費者教育の取組状況や都の支援内容に対するニーズの把握が必要

#### 区市町村における消費者教育の推進体制の整備

## 【生活文化局の取組】生活文化局 ⇒ 区市町村消費生活部門

○区市町村消費生活行政担当課長会等の場で、消費者教育推進地域協議会の設置方法、構成員、 議題(検討事項)等の提案を行い、協議会の設置や消費者教育推進計画の策定に関する働き かけを実施

- ○地域特性を活かした消費者教育事業を「東京都消費者教育モデル事業」として選定し、区市町村と連携した取組を実施(平成25年度から3か年)。取組の成果は「東京くらしWEB」へ掲載し、設置事例等を紹介
- ○制度理解に必要な情報や事例など国からの消費者教育の推進体制の整備に効果的な情報を 提供

### 【課題】

- ○平成31年1月現在、消費者教育推進地域協議会を設置済が5自治体、消費者教育推進計画 を策定済が1自治体で、他の区市町村での策定事例の紹介を都に求める意見が多く寄せら れている。
- ○国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では、消費者教育推進法で努力義務とされている市町村における計画の策定や協議会の設置を目指すため、各種情報を提供することが示された。都としても引き続き支援していくことが必要

# 取組の方向性

## 区市町村の消費者教育事業への支援

- ○講座についての助言や共同開催など消費者教育に関し都が持つノウハウや情報を積極的に 提供するとともに、消費者教育教材の提供に加えて効果的な活用方法を情報提供するなど 活用を促進
- ○引き続き消費生活行政担当職員などを対象にした研修を実施するほか、「消費者問題マスター講座」の推薦対象者を教育行政担当職員に広げるなど消費者問題について学ぶ機会を提供し、消費者教育の重要性に関する理解を促進
- ○区市町村のニーズを踏まえた若年者の消費者被害防止に資する都の支援内容を検討
- ○義務教育段階における消費者教育を中心とした「法」に関する教育の取組を検討

### 区市町村における消費者教育の推進体制の整備

- ○協議会の設置や計画の策定に向け、制度等の理解の促進を図るとともに、消費者教育の取 組事例の紹介を行うなど区市町村の実情を踏まえた支援を実施
- ○区市町村における消費生活部門と学校教育部門(教育委員会)の連携強化に向け、都教育 庁から消費者教育推進の働きかけを実施